

鳥取県西部広域行政管理組合消防法等施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第15条（略） （危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認）</p> <p>第16条 法第10条第1項ただし書きの規定により指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第17号の申請書2部に当該仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする施設の位置、構造及び設備に関する図面を添付し、消防署長に提出するものとする。</p> <p>2 消防署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、<u>当該申請が安全なものであると認めるときは、その1部に別記様式第17号の2の危険物仮貯蔵又は仮取扱い承認書を付して、不承認とする場合は別記様式第17号の3の危険物仮貯蔵又は仮取扱い不承認通知書を付して申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の<u>危険物仮貯蔵又は仮取扱い承認書</u>の交付を受けた者は、当該危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの期間は、当該場所の見やすい箇所に府令第17条に規定する標識及び別記様式第18号に定める掲示板の例による掲示板を設置するとともに管理責任者を定め、火災等の事故防止に努めなければならない。 <u>（製造所等の許可等）</u></p> <p>第17条（略）</p> <p>2 <u>消防局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、法第11条第2項の条件を満足しないと認めるときは、別記様式第19号の2の危険物製造所等設置（変更）不許可通知書に申</u></p>	<p>第1条から第15条（略） （危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認）</p> <p>第16条 法第10条第1項ただし書きの規定により指定数量以上の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第17号の申請書2部に当該仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする施設の位置、構造及び設備に関する図面を添付し、消防署長に提出するものとする。</p> <p>2 消防署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、<u>安全と認めるときは、その1部に承認番号、承認の旨の文、承認年月日及び消防署長名を記載し、公印を押し、これを承認証として申請者に交付するものとする。</u></p> <p>3 前項の<u>承認証</u>の交付を受けた者は、当該危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの期間は、当該場所の見やすい箇所に府令第17条に規定する標識及び別記様式第18号に定める掲示板の例による掲示板を設置するとともに管理責任者を定め、火災等の事故防止に努めなければならない。 <u>（製造所等の設置と変更の許可証）</u></p> <p>第17条（略）</p>

請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

3 法第11条第7項の規定による公安委員会又は海上保安庁への通報は、別記様式第19号の3の危険物製造所等の許可等の通報の通知書により行うものとする。

4 許可を受けた危険物移動タンク貯蔵所に係る常置場所が、当組合内に変更された場合の変更前の許可行政庁への通知は、別記様式第19号の4の移動タンク貯蔵所変更許可通知書により行うものとする。

(許可証の再交付等)

第17条の2 前条第1項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し再交付を求めるときは、別記様式第19号の5の危険物製造所等設置(変更)許可証再交付申請書を消防局長に提出しなければならない。

2 危政令第8条第4項の規定に基づく完成検査済証の再交付をするときは、府令第6条第2項に定める完成検査済証に、再交付である旨及び再交付の日付を記載し、申請者に交付するものとする。

(製造所等の仮使用の承認)

第18条 消防局長は、法第11条第5項ただし書の規定による承認の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、当該製造所等の仮使用の申請に係る部分が火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認めるときは、その1部に別記様式第20号の危険物製造所等仮使用承認書を付して、不承認とするときは別記様式第20号の2の危険物製造所等仮使用不承認通知書を付して申請者に交付するものとする。

2 前項の危険物製造所等仮使用承認書の交付を受けた者は、当該部分の仮使用の期間は、当該場所の見やすい箇所に別記様式第20号の3の掲示板を掲げておかなければならない。

(製造所等の仮使用の承認)

第18条 消防局長は、法第11条第5項ただし書の規定による承認の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、当該製造所等の仮使用の申請に係る部分が火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認めるときは、その1部に承認番号、承認の旨の文、承認年月日及び消防局長名を記載し、公印を押し、これを承認証として申請者に交付するものとする。

2 前項の承認証の交付を受けた者は、当該部分の仮使用の期間は、当該場所の見やすい箇所に別記様式第20号の掲示板を掲げておかなければならない。

(完成検査前検査の結果通知)

第18条の2 危政令第8条の2第7項の規定による通知は、別記様式第20号の4の完成検査前検査結果通知書により行うものとする。

(予防規程の認可)

第19条 消防局長は、法第14条の2第1項の規定による認可の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、適正と認めるときは、その一部に別記様式第20号の5の予防規程認可書を付して、不認可とするときは別記様式第20号の6の予防規程不認可通知書を付して申請者に交付するものとする。

(製造所等に係る届出)

第20条 (第1項及び第2項 略)

3 第1項第2号及び第3号並びに前項第1号及び第3号の届出書の部数は2部とし、消防局長は当該届出の提出を受けた場合において、届出書の記載事項に誤りがなく適正であると認めるときはこれを受理し、その一部を届出者に返却するものとする。法第11条第6項、法第11条の4第1項、法第12条の6、法第12条の7第2項及び法第13条第2項の届出の提出を受けた場合も、同様とする。

4 (略)

第21条 (略)

(製造所等の基準の特例)

第21条の2 危政令第23条に規定する製造所等の位置、構造及び設備の特例認定を受けようとする者は、別記様式第27号の2の危険物製造所等基準特例認定申請書により消防局長に申請しなければならない。

2 消防局長は、前項の申請について特例を認定したときは、別

(予防規程の認可)

第19条 消防局長は、法第14条の2第1項の規定による認可の申請書の提出を受けた場合において、必要な事項を審査し、適正と認めるときは、その一部に認可番号、認可の旨の文、認可年月日及び消防局長名を記載し、公印を押し、これを認可証として申請者に交付するものとする。

(製造所等に係る届出)

第20条 (第1項及び第2項 略)

3 第1項第2号及び第3号並びに前項第1号及び第3号の届出書の部数は2部とし、消防局長は当該届出の提出を受けた場合において、届出書の記載事項に誤りがなく適正であると認めるときはこれを受理し、その一部を届出者に返却するものとする。法第11条第6項及び法第11条の4第1項の届出の提出を受けた場合も、同様とする。

4 (略)

第21条 (略)

記様式第27号の3の危険物製造所等基準特例認定書を、認定しないときは、別記様式第27号の4の危険物製造所等基準特例不認定書を申請者に交付するものとする。

(製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請等)

第21条の3 消防局長は、府令第62条の5第3項、府令第62条の5の2第2項ただし書又は府令第62条の5の3第2項ただし書の申請を受けた場合は、その内容を審査し、保安上支障がないと認めるときは、別記様式第27号の5の点検期間延長承認書を、承認しないときは別記様式第27号の6の点検期間延長不承認書を申請者に交付するものとする。

2 府令第62条の5第3項、府令第62条の5の2第2項ただし書又は府令第62条の5の3第2項ただし書に規定する期間は、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間とする。

(以下省略)

(以下省略)

様式第17号 (第16条関係)
 危険物 仮貯蔵 承認申請書
 仮取扱い

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
 消防署長 様 申請者 住所氏名 (電話) 印

場	所	
期	間	で 年 月 日から 年 月 日まで
危険物	類	
	品名 (指定数量)	指定数量の倍数
	最大数量	倍
申請の事由		
貯蔵又は取扱いの方法		
消火設備		
管理責任者	職氏名	年 月 日生
その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	
備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記入すること。
 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第17号 (第16条関係)
 危険物 仮貯蔵 承認申請書
 仮取扱い

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
 消防署長 様 申請者 住所氏名 (電話) 印

所	在	地
期	間	で 年 月 日から 年 月 日まで
危険物	類	
	品名 (指定数量)	指定数量の倍数
	最大数量	倍
申請の事由		
貯蔵又は取扱いの方法		
消火設備		
管理責任者	職氏名	年 月 日生
その他必要な事項		
※受付欄	※経過欄	
備考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 品名 (指定数量) の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に () 内に該当する指定数量を記入すること。
 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第17号の2 (第16条関係)

署承第 号

仮貯蔵
危険物 承認書
仮取扱い

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）に
ついては、消防法第10条第1項ただし書の規定により承認する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防署長

印

記

仮貯蔵・仮取扱場所	
期 間	
危険物の類・品名 最大数量および 位置・構造・設備	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第17号の3 (第16条関係)

第 号

仮貯蔵
危険物 不承認通知書
仮取扱い

申請者 住所
氏名

年 月 日付で申請のあった危険物仮貯蔵（仮取扱い）に
ついては、下記の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防署長 印

記

仮貯蔵・仮取扱場所	
期 間	
危険物の類・品名 最大数量および 位置・構造・設備	
理 由	

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合消防局長に対して
審査請求することができます。

第 号

危険物製造所等設置(変更)不許可通知書

設置者の住所

設置者の氏名

設 置 場 所

年 月 日付で申請された危険物 の設置(変更)については、下記の理由により危険物の規制に関する政令第3章に定める技術上の基準に適合していないため許可しないので通知します。

記

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合

消防局長

印

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。

様式第19号の3 (第17条関係)

第 号

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長

印

危険物製造所等の許可の通報について

このことについて、下記のとおり、 年 月 日付で危険物 を許可したので消防法第11条第7項の規定により通報します。

設置者の住所

設置者の氏名

設 置 場 所

製造所等の別

貯蔵所又は取扱所の区分

設置許可年月日、設置許可番号

様式第19号の4（第17条関係）

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄の掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第1欄	第2欄
許 可 行 政 庁 名			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設 置 ・ 変 更 許 可 年 月 日 （ 番 号 ）			
完 成 検 査 年 月 日 （ 番 号 ）			
譲 渡 引 渡 届 出 書 受 理 年 月 日			
そ の 他 必 要 な 事 項			

備考 1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われる場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。

2 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第19号の5 (第17条の2関係)

危険物製造所等設置(変更)許可証再交付申請書

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 様

申請者
住所
氏名

印

設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取 扱所の区分	
許 可 証 の 種 別		<input type="checkbox"/> 設置許可証 <input type="checkbox"/> 変更許可証	
許 可 年 月 日		許 可 番 号	
完 成 検 査 年 月 日		完 成 検 査 番 号	
再 交 付 申 請 の 理 由			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は、記入しないこと。

様式第20号(第18条関係)

鳥西局承第 号

危険物製造所等仮使用承認書

設置者の住所

設置者の氏名

設置場所

年 月 日付で申請のあった危険物製造所等の仮使用については、
消防法第11条第5項の規定により承認する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

危険物製造所等仮使用不承認通知書

設置者の住所

設置者の氏名

設 置 場 所

年 月 日付で申請のあった危険物製造所等の仮使用については、
下記の理由により承認しないので通知します。

記

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審
査請求することができます。

様式第20号の3 (第18条関係)

消防法による仮使用承認済		25cm以上
製造所等の別		
貯蔵所又は取扱所の区分		
承認年月日及び番号	年月日 番号	
承認行政庁名		
35cm以上		

- 備考 1 白地に黒文字とすること。
2 この掲示板は、製造所等の見やすい箇所に掲げておくこと。

様式第20号 (第18条関係)

消防法による仮使用承認済		25cm以上
製造所等の別		
貯蔵所又は取扱所の区分		
承認年月日及び番号	年月日 番号	
承認行政庁名		
35cm以上		

- 備考 1 白地に黒文字とすること。
2 この掲示板は、製造所等の見やすい箇所に掲げておくこと。

様式第20号の4（第18条の2関係）

第 号
年 月 日

完成検査前検査結果通知書

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

危険物の規制に関する政令第8条の2第6項の規定により 年 月 日に申請のありました次の屋外タンク貯蔵所は、完成検査前検査の結果、消防法第10条第4項の規定の技術上の基準に適合していますので、通知します。

検査番号	第 号	検査種別	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
設置（変更）年月日 及び許可番	年 月 日 第 号		
備考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

予 防 規 程 認 可 書

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあった予防規程の制定（変更）については、
消防法第14条の2第1項の規定により認可する。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

記

名 称			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は取 扱所の区分	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号

予 防 規 程 不 認 可 通 知 書

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった予防規程の制定（変更）については、
下記の理由により認可しないので通知します。

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

記

名 称			
設 置 場 所			
製造所等の別		貯蔵所又は取 扱所の区分	
理 由			

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審
査請求することができます。

様式第27号の2 (第21条の2関係)

危険物製造所等基準特例認定申請書

年 月 日

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長

様

申請者

住所

氏名

(電話

印)

設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日及び許可番号		完成検査年月日及び検査番号	
危険物の類・品名 最大数量		指定数量の倍数	
特例認定申請区分	1,製造所等の位置 2,製造所等の構造 3,製造所等の設備		
特例認定を受けようとする事項			
※条件欄			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設置許可年月日及び許可番号欄、完成検査年月日及び完成検査番号欄に該当する事項がない場合は、空欄とすること。
- 4 特例認定申請区分欄は、該当する事項に○印をすること。
- 5 申請理由書を添付すること。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。

様式第27号の3（第21条の2関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

危険物製造所等基準特例認定書

年 月 日付けで申請のありました危険物 に係る基準の特例認定について審査した結果、基準の特例を認定することとしましたので通知します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第27号の4（第21条の2関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

危険物製造所等基準特例不認定書

年 月 日付けで申請のありました危険物 に係る基準の特例認定について審査した結果、下記の理由により特例を認定しないこととしましたので通知します。

記

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。

様式第27号の5（第21条の3関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

点検期間延長承認書

年 月 日付けで承認申請のありました点検期間延長については、
これを承認します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第27号の6（第21の3条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県西部広域行政管理組合
消防局長 印

点検期間延長不承認書

年 月 日付けで承認申請のありました点検期間延長については、下記の理由により承認しないので通知します。

記

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対して審査請求することができます。